

午前11時09分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、1番鹿毛哲也議員の質問を許可します。1番鹿毛哲也議員。

（1番鹿毛哲也君登壇）

○1番（鹿毛哲也君） 皆さん、おはようございます。本日は足元の悪い中、たくさんの傍聴をいただき、本当にありがとうございます。

去る4月の統一地方選挙におきましては、皆様方の御支援をいただき当選することができました。本当にありがとうございました。私は、次世代へ向けての人材育成や、災害に強いまちづくりを第一にうたって当選をさせていただきましたので、第1番目に、学校教育とは別に今の日本の現状や世界の状況など幅広い見識を教える教育や、日本の教育ではお金の教育を教えないのでお金の教育、並びに市民が主体となって地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、また地域社会の再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するというコミュニティービジネスの教育など、次世代の日本を背負っていく人材を育成する機関を朝倉市に設置して、育成することを提案いたします。

具体的には、地域リーダー育成型で、基本スキームはプロジェクトの実現によるまちづくりの課題の解消と、地域リーダーの育成を行っていくというやり方がいいと考えております。

それから、もう一つは、東北大震災のような大規模地震に備えて、避難村構想等を策定し、有事の際に備えることも大事ではなかろうかと考えています。私は、阪神淡路大震災のときに神戸に行きまして、ボランティアで避難所の物資配給のお手伝いをした経験がございますが、そのときよりも今回の大地震のほうが相当悲惨な状況ではなかろうかと想像できる次第でございます。ですので、私は、長野県が提唱いたしました安らぎの逗留村構想のような受け入れができる状況をつくることを提案いたしたいというふうに思っております。

まずは、同じ日本人です。日本人として被災者の生活支援を行うこと、これは朝倉市も福岡県と一体になってやる必要があるではなかろうかというふうに考えております。具体的な構想としては、原鶴旅館等に東北大震災の被災者を一括受け入れしたり、市内の一定の広さの空き地などに仮設住宅などを建て、東北大震災の被災者をそこに一定期間避難してもらい、生活をしてもらいます。費用は、国の災害救助法の避難所と位置づけまして、国から一定の支援を受けて維持することといたします。

そして、避難所には、災害発生時に一番困るであろう水の備蓄タンクや仮設トイレなども当然配備する、その後は朝倉市民の避難場所として確保することで、この地域の大災害に備えるという構想でございます。

このようなことを念頭に置きながら、一般質問をさせていただきます。執行部におかれ

ましては、明確な答弁をしていただきますようよろしくお願いいたします。

以下、質問席より質問を続行させていただきます。

(1 番鹿毛哲也君降壇)

○議長(手嶋源五君) 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番(鹿毛哲也君) まず、1 番目の質問でございますが、危険老朽空き家対策についてということで、朝倉市の現状と課題について、危険老朽空き家の把握数、それから相談件数などの現状及び解決が困難であればその課題について、執行部の御説明をよろしくお願いいたします。

○議長(手嶋源五君) 市民環境部長。

○市民環境部長(高瀬健次君) 危険老朽家屋につきまして、市民の皆様からの相談等につきましては、環境課を窓口にして受けておるといこともございますので、実態の状況について、私のほうから回答させていただきます。

市で、今言われますような危険老朽家屋、つまり管理不全な状態にある放置家屋と申しますか、こういったものにつきましては、現在、承知している件数は15件でございます。過去、いろんな相談があつてまいります中で、解決をした事例もございます。

市といたしましても、危険家屋につきましては、かわらや外壁の落下でありますとか、建物自体の倒壊などによりまして、近隣者や通行人に危害を与えないかという問題、また市民の安全・安心という面では、火災の危険性の問題でありますとか、青少年の犯罪発生の可能性の問題、そういった防災、防犯といった保安上の問題、景観上の問題でありますとか、におい、臭気の問題、騒音の問題、白アリ発生に係る問題など、生活環境面では悪影響を与える大きな課題になっているというふうに認識をしております。

先ほど申し上げました市が把握しております15件につきまして、それぞれ個別の問題等があるわけですがけれども、これらの放置家屋に関しまして考えられます問題点なり課題といたしまして、まず所有者に起因する問題が幾つかあるというふうに考えております。

まず、建物の所有者や使用者の所在が不明確であること、相続問題がございまして、相続人が不確定であること、建物の債権者が建物の除去を拒んでいる場合、建物の所有者本人にその物件が危険家屋だという認識がない場合、放置家屋を財産として主張し除去に応じない場合、そして最後に、経済的な資力に欠けております方が経済的な問題で、除去や改善の費用の負担ができない場合が所有者に起因している問題だと思ひますし、また行政に起因している問題につきましては、これらの危険家屋の問題につきましては、議員も御案内のように、本来、第一義的には建物の所有者や管理者、使用者が解決すべき問題でございます。

しかし、所有者がこれらの問題を解決をしない場合とか、問題解決をする意思がない場合におきまして、行政が所有者に対しまして強制的に問題解決を問うことができるという法的な根拠が今ございません。言いかえますと、保安上、衛生上、緊急を要する場合とか、

行政が推進する上で大きな障害がある場合につきましても、現行の法律では、行政が私有財産に対しまして一方的に安全対策のための措置を講ずることや、所有者に対しましていろんな命令を発するということができないということでございます。

このことにつきましては、朝倉市といたしましても、今申し上げますように、行政が私有財産に対しまして安全措置を講ずるとか、命令措置を講ずることができるような法改正につきましては、県の市長会を通じまして、数年来にわたって対応要望をしているところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 今、報告によりますと、15件というふうなことで報告がっておりますが、その内訳というか、例えば甘木のほうは何件で、朝倉杷木が何件とか、その実情をもう少し詳しく教えていただきたいんですが。

○議長（手嶋源五君） 市民環境部長。

○市民環境部長（高瀬健次君） 現在、環境課のほう、市のほうで危険家屋というふうに掌握しております物件の所在につきましては、すべて合併前の甘木市というふうに認識しております。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 私はインターネット等でいろいろ調べておりますと、やはりこれは全国的にこれから先ふえていく問題だろうというふうに考えられておりますので、早急な対処をしていきたいと思うんですが、1つの例なんですけれども、馬田の1635の1番地というふうな番地があるんですが、そこに老朽の空き家がありますけれども、もう何十年もそのままとなっております、台風や風の強い日などは物が飛んできて非常に危険だというふうな声を地元から市に何回も上げているが、どうしようもできていないというふうな地元の声がございますが、そのあたりの現状はいかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 市民環境部長。

○市民環境部長（高瀬健次君） 今、議員が言われますように、馬田の物件につきましても、私も何度も足を運んで見てまいっております。非常に危険な状態でありますし、市としては、法的な問題はいろいろあるものの、何とかする方法はないかということでの内部での検討はしておるといような状況がございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） いろいろ法律等々で縛られて、いろんな問題があるかとは思いますが、ぜひ前に進めていただきたいんですが、私の調べたところ、国土交通省の空き家再生等推進事業等の活用等はできないんでございますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（高良 寛君） ただいま御紹介ございました1635ですか、私のほんの自宅の近所で、以前から本当心配しながら、しかし手が出せないということで、非常に困っ

て悩み続けておる当事者でもございます。何とかこれについては解決に向けて努力を図りたいということで、市長以下、指示を受けながら、現在、その準備を進めておるところでございます。

先ほど議員のほうから提案がございました1つに、何らかの事業を使って、空き家に対する援助をすることで、除却なり、あるいは解体処理、これを支援するという制度が国のほうではございます。今言われますような事業が果たして本市にとって一番ベターなのかというふうなことも含めまして、現在、検討中でございます。

さきのお話の中で、議員からも提案がっております1つに、条例化の提案がございました。後でお話も出るのかもしれませんが、先に言うておきますと、市としましては、1つの手法としまして、条例化による当事者、いわゆる所有者の方に処置を促す、そういう処置は必要だというふうな認識でおります。

先ほども高瀬部長のほうから答弁をいたしましたけども、やはり個人の所有物でございますから、個人が責任を持って管理をしていくと、これが一番の原則でございます。それを条例によりまして促すというふうな方向で、条例をつくることによって、そのことを迫るというふうな方法が1つかと思います。

しかし、いろんな条例を各自治体、工夫してつくられておるようではございますけれども、その中身については非常に複雑な問題が絡んでおりまして、限界性というのもあるようでございます。本市につきましても、条例化が必要という認識で、関係課が集まって現在研究中でございます。そのあたりについては、今後、ひとつ研究を深めて実現を図りたいというふうに思っております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） まだ、条例の制定についての質問をしていなかったんですが、まずこの問題は十数年も前からずっと馬田地域のほうで非常に危惧されている案件でございます。そして、全然前に進まないというふうなことがございますので、先ほども議員が言われましたけど、スピードを持ってやっていただきたいというふうに思うわけでございます。

それでは、条例の制定の部分なんですけれども、私のほうもいろいろ調査をしてみますと、馬田の1635の1番地ですけれども、隣接にアパートが建っておりまして、施工業者が馬田の1635の1の所有者と住所を教えてくださいというふうなことで税務課に言ってこられましたけど、税務課としては個人情報保護の関係があるので教えられないというふうなことで、断ったというふうな経過があるそうですが、それときょうの情報でございますが、甘木の西公共駐車場の隣の廃屋も倒壊をしまして、かわらが道路に散乱したとの情報も私のところに入ってきております。

非常に危険だと思いますので、私はまずは条例などを早急に整備をしていただきまして、撤去命令や所有者の氏名の公表、それから措置並びに代執行等の強い措置を定めている条

例もあるとのことですので、ぜひそのような条例をつくり、強い措置を行っていただきたいというふうに思っております。

ちなみに、全国の市町村で条例などをつくっている自治体は、空き地で292市町村、空き家で137市町村というふうなデータが国土交通省のホームページで公表してあります。ここでは、国土交通省は外部不経済という言葉が使われておりました。また、しかしながらそこまで傷んでいないような家屋につきましては、私はやみくもに壊さずに、データバンクとして登録しまして、マッチングを行いまして、場合によっては改築を行って、新たに息を吹き込むというふうなことで、地域活性化にも寄与できるようにすることも1つの方法だと考えるところでございます。

このような外部不経済の未然防止、それから調整ルール、それから体制整備の確率に努めていただきたいと思いますけれども、執行部、特に市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（高良 寛君） 市長がお答えになる前に、私のほうからその考え方について。

けさほど、先ほどの情報が述べられましたけれども、私も連絡を受けて現地に行っております。確認をいたしました。現在、市街地の中で旧甘木町内、これに通報によりまして都市計画課のほうで指導なり地権者との接触をして、話をしている物件が5件ございます。そのうちの1件でございましたけれども、その5件がすべてケースが違うんですね。それで、対処の仕方もそれぞれに違ってくるというふうなことでございまして、条例化の話は私が先走って話をしましたけれども、条例化についてもそれぞれの自治体で、地域の様相に合ったといえますか、特色を生かした条例化もあることは承知しております。

しかし、法を超えて条例がつくられるかと、あるいはその実行が伴うかといいますと、必ずしもやっぱりそうではないし、非常にその辺で難しさがあるわけですね。例えば、登記簿、いわゆる所有権がだれなのかという調査は法務局とかで可能です。しかし、いわゆる現住所が違っていけば、先ほどの御紹介あったような形で、現住所がつかめないといった問題もございます。それは、いわゆる個人情報関係で、それから先に進めないという問題もございまして、その意味で先ほど申しましたような形で研究をして、地域に合った条例、それからそれをいわゆる解体なり処置につながるような措置、これについて検討をしておるといってございまして、以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） ただいま部長が答弁をいたしましたけれども、いわゆる条例をつくればすべてが解決するというにはならないというのが残念ながら現状です。さっき言いました個人情報保護法については、私どもが条例をつくりましても、上位の法律ですから、それを超えるということができないという現状がございまして。

ただ、先ほど言われますように、マッチング、いわゆる所有者が形で新しい所有者と合

わせましょうと、そういうことについては大いにやるべきかなというふうに思っていますし、条例の内容等につきましても、今、部長が申しましたように、十分朝倉市として現状を踏まえて検討をさせて、前向きな形で対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） 私が申し上げておるのは、やはり個人情報保護の関係で情報が公開できないというふうなところにネックがあるんじゃないかなと思いますので、まずは条例をつくって、情報が公開できるような仕組みづくりを先にさせていただいて、それとほかの市町村も同じ問題をこれ抱えているし、今後もふえてくる案件だろうと思います。どうにもならないから残っているんだと思いますので、そのところを1つの市ではだめならほかの市とも連携をとりながら、ぜひ解決に向かっていくような方向で検討していただきたいというふうに思います。

では、次に移りますが、避難所についてですけれども、現在の避難所でいいのかということですが、朝倉市には東北大震災のような地震が来た場合の備えはあるのでしょうか。冒頭でも述べましたように、私は避難村や水の備蓄、仮設トイレなどを少しずつ整備し、有事に備えるということが非常に重要だと考えておりますが、その点はどのようにお考えでしょうか、執行部の御意見をよろしくお願ひいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 議員お尋ねの避難所の備えということでございますが、まず議員御承知のとおり、自主避難と避難勧告・指示ということで分けて設定いたしております。

まず、災害時の避難所につきましては、自主避難の場合は市内14カ所、収容人員2,890名、避難勧告・指示の場合については17カ所、収容人員6,440人となっております。過去の市全体の避難者数といたしましては、平成18年の台風のときで13号のときですが、379世帯、668名、19年の台風4号のときで198世帯、282名、平成19年の台風5号のときですが、205世帯、304名、そういったところから避難所等の備えはできているかと思っております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1 番鹿毛哲也議員。

○1 番（鹿毛哲也君） 避難所の備えはできているというふうなことですが、例えばこれが東北の大震災のように長期間になった場合、本当に体育館等でいいのかどうかというふうな問題も私はあると思います。私も神戸に行ったときに体育館で寝泊りをさせていただきましたが、とても長期間寝れるような状態ではございません。そのような場合についての備えも考えておられますでしょうか、そのあたりを御質問いたします。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 厳しい御意見でございますが、長期間といいますが、また災害の場合、地震を想定されております。地震の確率とか、そういったものもありまして、

まずは長期については体育館、そういったところがやむを得ない状態かと思えます。あらかじめ準備しておくというのも方策であります、市内に1カ所とか、そういったことではなく、分散した小学校、中学校の体育館ということになるかと思えます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 分散したのはわかるんですが、私が言っているのは、長期化になった場合、本当にあそこで寝泊りしてどうなんだろうかというふうなことをやはり考えていただきたい。市民の目線に立って計画を立てていただきたいなというふうに思っておりますが、避難所の基本的な考え方でございますけれども、去年の大雨のときの甘木川の増水のときに、馬田公民館が避難所になっていたことについて、馬田の校区民の方は怖くて公民館には行けないというふうなことを大部分の方が訴えておられました。このことについてどう思われますでしょうか、執行部の意見をお聞かせください。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 馬田公民館の関係であります、確かに大雨のとき、川を渡るというのは怖いという御意見でありました。そういったことから、早速消防のほうで動きまして、馬田の方には特に親しみのありますキンビール福岡工場体育館に、大雨のときにはそのときにはそちらを利用していただきたいと考えておりまして、6月1日から協定を結んで、利用できるようにしているところでございます。

また、公民館とか、そういったところじゃなくて、馬田の方は馬田にしか避難できるんじゃない、ピーポートもありますし、消防署もあります。それから、甘木小学校にもごく近いところもありますので、牛木から行けば甘木小学校も近いと思えますので、そういったところを御利用いただきたいと考えております。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 牛木のようなそのような地区についてはそれでいいかとは思いますが、まず馬田地区のほうはキンビールの体育館をまず水害の避難場所にしたということですが、ここ自体は耐震構造もままならず、まだ古いというふうなこと、そして馬田の中心部の馬田地域から非常に遠く、馬田地区は非常にお年寄りも多うございますが、なかなか自主避難が歩いてできないというふうな方もたくさんおられます。

ですから、むしろ1次避難と2次避難として、1次避難所を馬田の中心部の馬田小学校体育館にして、2次避難所にキンビールの体育館を持っていったほうがいいんじゃないかと私は考えておりますが、それでいくと、今、馬田小学校の体育館を耐震構造で改築というふうなことで計画が進められておられますけれども、避難所としての機能を持たせて、例えば2階建てとして新築できないのでしょうか、そのあたり執行部の御意見をお聞かせください。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（藤本具彦君） 議員御質問の馬田小学校体育館の耐震化での2階建てというふうな御意見でございますが、まず耐震化の考え方につきまして御説明を申し上げたいと思います。

学校施設整備につきましては、文部科学省の方針を踏まえまして、耐震補強改修方式に重点を置き、できるだけ早く小中学校の児童生徒が安全・安心な学校教育が受けられるようにするために、効率よく耐震化工事を折々に現在取り組んでいるところでございます。

朝倉市の小中学校の施設の耐震化につきましては、校舎及び屋内運動場等の建物のうち、昭和56年以前に建築されました40棟の建物につきまして、平成18年度に耐震化優先度調査を実施しまして、その結果に基づきまして、緊急度を考慮した耐震化工事を文科省の補助を受けて順次進めているというところでございます。

こういった中におきまして、今言われました馬田小学校の屋内運動場、体育館につきましては大規模改造工事ということで、昨年度に実施しました第2次診断強化の結果、ブレスト、耐震補強をすれば一定の耐震性能が確保できるというふうな結果が出ました。このことは、文部科学省の改築、建てかえの要件を満たさないということになりますので、馬田小につきましては改築、建てかえとかということじゃなくて、耐震化の工事を大規模改造工事というふうな計画をいたしているというふうなことでございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 言われてあるのは十分理解できるんですが、せっかくそのような工事をするのであれば、耐震とひっかけて何かもうちょっと市民の利便性に合ったような建物にしていただくと、非常にいいのではなかろうかというふうに考えておりますし、隣町の三輪小学校も2階建ての体育館というふうになっておりますが、当局のほうにおかれましては十分に地域の意見を考慮していただいて、ぜひ避難所としての位置づけをしていただきますようによろしく願いいたします。

ちょっと時間の関係がありますので、次に移らせていただきます。

甘木鉄道周辺整備ということで、駅周辺整備の考え方についてですが、まず甘木鉄道の利用者の実績や今後の見込みについて、執行部のほうにお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 公共交通推進室長。

○公共交通推進室長（青木 茂君） 甘木鉄道は公共交通推進室が所管しておりますので、その点から公共交通の推進という点から報告をさせていただきたいと思っております。

甘木鉄道は、平成22年度、昨年度ですけれども、134万人の方々が利用されております。非常に私どもとしては時間に正確で、それから環境にも優しい利便性の高い公共交通機関だというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 甘木鉄道の駅の周辺整備の考え方ですが、そのあたりについても教えていただきたいと思います。



○議長（手嶋源五君） 公共交通推進室長。

○公共交通推進室長（青木 茂君） 周辺整備でございますけれども、当初からパークアンドライドという考え方を持っておりました。現在、約300台ほどの駐車場を完備しております。常時大体200台程度、駐車をされておりますので、まだまだ十分に利用の価値があるかと思えますし、それから他の交通アクセスとしては甘木観光バスがそれぞれの終着といえましょうか、始発終点駅が甘木鉄道の駅としておりますので、その部分でも十分利便性が高いというふうに考えております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） これは回答は要りませんけれども、高田駅の周辺整備ですけれども、ここは非常に馬田と隣接をしております、利用者もふえてきているというふうなことなんですが、市長は御存じかどうかわかりませんが、馬田のお宮のほうから真っすぐ来た道が途中でとまっております。ここをあと30メートルほど道路をつくっていただいて、簡易な橋をつくっていただいて、インフラの整備、やはり道路などのインフラの整備は私は市がぜひすべきだと、道路のインフラの整備ができれば、その後に住宅とかが張りつくというふうなことがあると思えますので、そのようなことをしていただいて、利用者がふえるように持っていくことも大事だと思いますし、人も住みつきますし、市にとっても人口がふえることになるので、プラスになるんじゃないかというふうに思っております。

そして、過去もこれは前柴田議長のほうが一般質問をしておりましたけれども、そのころ地権者の方も非常に協力的だというふうな話までできておりましたので、ぜひインフラの整備ということで、市のほうでも前向きに御検討をしていただきたいというふうにお願いをいたします。

それでは次に、市長のマニフェストについてということで、行政評価と人材育成についてで、市長のマニフェストの中のビジョンの7番ですか、クリーンで健全財政のまち「朝倉」の中に、市民も参加して事業の成果を総合的に評価して、その結果をよりよい行政サービスに反映しますというふうに書いておられますけれども、実際に行政評価システムを導入するに当たり、どのような公約どおり進めていくのかと、現在、どの時点まで進んでいるのか、進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 公約の関係と思いますが、公約と整合性及び現在の進捗状況について述べさせていただきます。

行政評価制度の取り組みにつきましては、平成22年度より3年間の債務負担行為を行っております。22年度は、朝倉市に導入する行政評価の目的や役割について、総務財政課、人事秘書課、企画政策課による行政評価事務局と、制度構築支援業務を委託しました社団法人であります日本能率協会によりまして、議論を重ねてきております。そして、本年

4月より、朝倉市行政評価システム導入計画を策定いたしましたところでございます。

この計画の第1の導入目的ですが、市民の皆さんにとって、市の政策や事業の実施効果がわかりにくいといったことがあります。経営状況を判断するための材料が提供できていないという問題点があります。市の業務の進捗状況を市民の皆さんにとってわかりやすく公表する仕組みが整っていないということです。市が実施する施策や事務事業の成果指標やその取り組み結果を公表することによりまして、市民へのまちづくりの進捗状況をわかりやすく報告する仕組みを構築し、運用したいと考えております。

また、外部評価につきましては、平成23年度中に制度の内容を十分検討いたしまして、平成24年度より実施したいと考えております。市長マニフェストにあります、市民も参加して事業の成果を総合的に評価いたしまして、その結果をよりよい行政サービスに反映したいと考えております。

市にとって一番効果的な必要な外部評価制度の構築に向け、十分な検討をしておりますが、事業の成果指標を判定する方法としては、市民も参加した評価制度として構築を考えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 大体のシステムの経過については理解できましたんですが、朝倉市の職員は私は非常に優秀な職員が多いというふうに思っておりますが、現在、一人一人がたくさんの仕事を抱えて、大変な目に遭っているんじゃないかなというふうに思っておりますので、やはり行政評価というのを行いまして、例えば時代の流れで、昔は必要だったけれども今は必要ないというふうな施策、それから事業等も出てくると思われます。これらを市職員だけではなく、やはり外部の住民や有識者を交えて、早急に整理していくことが必要だというふうに思っておりますので、そのあたりのシステムづくりをよろしくお願いたします。

それと、合併特例債が平成27年度に終了となり、以降、交付金が削減するというふうなことでございますが、私はそれにこの評価システムが間に合うのかなと、非常に心配で危惧しているところでございますが、市長のお考えはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 間に合うかの御心配をいただいておりますが、一応、今の予定ですと、24年度にはシステムとして完成するという計画にしておりますので、27年度までには間に合うだろうというふうに思っていますし、また問題は、これを入れて、いわゆる27年度というよりも33年度、合併に伴うあらゆる優遇措置がなくなります。そのときに、きちっとした行政として対応できる、そのときに対応できる行政の形をつくっておくという、このことも1つの大きな要因になるんだろうと思いますし、このことをやることによって、そういった形をつくる1つの形、あのようというふうに考えておりますので、24年度ま

ではでき上がりますので、よろしく申し上げます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 27年度には間に合うというふうな市長の御意見ですが、なかなか行政の中にはいろんな問題とか、新しいことがいろいろ起こってくるかもわかりませんので、ぜひ前倒しでやっていけるぐらいの余裕のスケジュールでいただければというふうに思っております。

次に、職員と市民にとっての行政評価になっているのかというふうなことでございますが、私も甘木市役所の職員時代に行政評価を担当しておったわけなんです、行政評価と職員研修というのはやはり車の両輪というふうに、同時並行でやっていかなければならないというふうに考えておりますけれども、どのような職員研修を同時並行にやっというふうに考えておられるのか。

また、オフサイトミーティングというふうな手法を以前もやっていたんですが、これは非常にいい手段だとは思っていますけれども、そのあたりについて執行部の考え方をお教えください。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） まず、オフサイトミーティングというのを先に説明させていただきますが、オフサイトミーティングというのは、議員も既に御承知のとおりでございます。職場での立場や肩書きを外しまして、ざっくばらんな雰囲気、気楽にまじめな話をするわけですが、コミュニケーションが活発で風通しのよい職場をつくるための手段として用いられておりました。また、事業の重要な課題を検討するに当たりまして、職場及び日常の喧騒から外れまして、その会合に集中できる外部の環境で会合ができるというものであります。

オフサイトミーティングの実績もありますが、その中で議員がおられたときについては御承知のとおりですが、18年度、19年度において、市町村合併を機に組織風土改革研修の一環といたしまして、支援業者の協力のもと組織風土改革講演会を始めまして、合併後の職員間の相互理解を深めることを主体として、計5回のオフサイトミーティングを開催いたしております。

ただ、現在は職員の自主的な活動は行われておりますが、市が実施いたしております研修の一環としての関与はいたしておりません。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 私が当時担当して思っていたのは、やはり職員の中でのやらされ感、これを無理やりやらされているというふうな意識を持ってある方が、やはり相当いたのではなかろうかというふうに思いますので、今度も導入するに当たっては十分な研修等を行わないと、なかなかこれが形骸化していくのではなかろうかというふうに考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） まず、行政評価を的確に行っていくには、議員、実務も実際に通した視点から言っただけでいいと思いますので、確かにおっしゃるようなことがあるかと思えます。ですから、行政がやっておることについて、基本的には行政評価を導入した場合には定量的な手法、要するに数値を用いた指標をもって行政効果なりを説明するという手法になってくると思いますので、なかなかこれまで職員がそのような手法をとっていませんので、効果を的確に数値表を用いて説明するということが難しいという部分が確かにあります。

ですから、どのような形でそれぞれ指標を立てるのかということについては、単に研修でできるのかということもありますけれども、いずれにしても市民の皆様への的確に行政が行っていることについて、その成果なり結果なり、あるいは進捗なりを説明するということが必要ですので、行政評価の手法を用いてやっていきたいと。

そのために、より職員が十分な説明を行うためにも、研修なり職場での議論なりやっていきたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） なかなか職員側の立場から見ると、私も職員だったのでわかるんですが、これを減らされることで、何か自分の仕事が否定されたように感じる部分が出てくるのではなかろうかというふうに思っておりますので、ぜひ研修しながら、またそのように逆に仕事をしっかり整理できた職員を褒めるような仕組み、何かせつかくそのようにやってくれたんだから、そこに何か褒めるような仕組みを入れていただきたいなというふうに思っているところでございます。

それと、これを導入することで、市民にはどのような利点があるのか、また私は市民、行政双方の不足を補い合いながら、相互理解に基づき評価を行い、また評価から実行へつなぎ目なく円滑に移行するシステムとしての市民との協働型という手法で、とにかく市民を入れていくというふうな手法で、行政評価を導入したほうがいいのかというふうに考えておるんですが、市長、そのあたりの考え方をよろしくお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 1つには、議員皆様、市民の代表としていらっしゃいますので、例えばこの議会の中でいろんな形で御意見をお聞きしたのもも参考にしたいというふうに考えております。どういった形で具体的に市民の参加を図るのかということについては、さまざまな考え方がありますので、これから検討していきたいというふうに考えておりますが、いずれにしても独善的なとらえ方にならないように、議員おっしゃっているようなところはぜひ取り入れていきたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） ぜひ、やはり市民目線で、そして三重県が評価システムを入れた

ときに、どんどん公表、公開したんですね、そのやり方を。そのようなやり方でやっていくことによって、やはりみんな考えて、そして減らすところは減らす、ふやすところはふやすというめり張りの効いたことをやらないといけないというふうに考えておりますので、そのあたりを今後ともよろしくお願いいたします。

それでは次に、少子化対策についてですが、不妊治療への補助金の増額についてですが、けれども、現在の朝倉市の不妊治療者についての状況等がわかりましたら、お教えいただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（青笹祥子君） 現在の朝倉市の不妊治療者の数でよろしいでしょうか。平成22年度で26名ということになっております。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） この数字はふえていっているのでしょうか、減っていっているのでしょうか。過去の数字もお持ちでしたら、お教えてください。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（青笹祥子君） 19年度からいきましょうか。19年度が11名、20年度が13名、21年度が32名、22年度、先ほど申しました26名ということでございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 若干ですが、少しずつふえていっているように思いますが、これは治療ができていない方だと思われまので、まだまだできていない方がたくさんおられると思いますが、市長の公約の中でも、やはり安心して子どもを生み育てられるまち「朝倉」と書いておられますが、産みの部分がやはりしっかりやらないと、育てられないんですね、生まれにくいことには。

ですから、私が調べたところでは、妊娠を望んで2年以上妊娠しない場合を不妊症と呼ばれておりますけれども、日本では夫婦の約10%が不妊症だと言われております。不妊治療では、高度な治療といいますと体外受精ですけれども、この治療を受ける夫婦は年間延べ7万組以上に上るといふふうに言われております。約10年で倍に膨らんでいるといふようなことがデータとして出ておりますが、このような状況を踏まえて、今の現状の助成ではとても安心して子どもを産めない状況にあるといふふうに私は思っているんですが、そのあたりの考え方を市長、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（青笹祥子君） 不妊治療の数を今おっしゃって、全国的な数をおっしゃっていただきましたけれども、不妊治療につきましては医療保険が適用されるものと、それから保険外のものがございます。医療保険が適用されない体外受精、それから顕微受精、これを特定不妊治療と申しますけれども、それについては現在、県が国の補助を受けて実施しているということでございます。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今、部長のほうから、現在の不妊治療に対する、恐らくこれは国、県の補助が1回15万円ということのようです。回数等の制限もあって、5年間を限度ということでもあります。ですから、確かに不妊で悩んでられる方がいらっしゃるということも事実でありますけれども、現在のところ、朝倉市としましては産みやすい環境を整えるというほうに力を入れておる。それがいわゆる就学前の子どもたちの医療費の無料化であり、ことしから始めました小学校6年生までの通院費の無料化と。ですから、そちらのほうで産みやすい環境を整える。

また、個人的になかなか不妊の方もありますけれども、当面はそういう形でやらせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 産みやすい環境というふうなことでございますが、私はまず産まれなかったら産みやすい環境もできないのではなかろうかというふうに思っておりますし、これはいろんな環境ホルモンや、いろんな何か影響があって、だんだんふえていくのであろうというふうなことが言われておりますので、私はぜひ安心して子どもを産みの部分に少し何らかの手厚い補助金の上乗せ、例えば久留米市あたりは初回は20万円なんですね。県は15万円なのが、5万円上乗せしているわけですね。というふうな、市長がせっかくビジョンで書いておられるんだったら、そのあたりにめり張りをつけて、少し補助金の上乗せをするなりの政策を入れていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（青笹祥子君） 市独自で補助ができないかということでございますけれども、保険適用外の特定不妊治療の助成事業というのは県の制度が徐々に拡充してきましたので、それにつれて件数は少し伸びてきております。けれども、実際、助成を実施している県とか国におきましても、事業の成果を把握とか、検証するまでには至っていないということでございます。

また、生殖医療技術の進歩によりまして、成功率は徐々に上がってきてはおりますけれども、確実に妊娠、出産につながるといったものでもないようでございます。治療については、経済的なこのような負担はございますけれども、また精神的にも肉体的にもリスクが大きいということもございます。そのあたりの治療のメリット、デメリットというものをさらに検証する必要があるというふうに考えております。

市長が先ほど申しましたけれども、朝倉市の少子化対策につきましては、経済的な支援として、22年度からは乳幼児の就学前までの医療費無料化をしております。23年度からは、小学生の入院費の助成もいたしますので、安心して産み育てる環境づくりということで取

り組んでおりますので、現時点では不妊治療につきましては県の事業のほうの利用をお願いしたいと思っております。御理解をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 市長の個人的な考え方をお聞かせ願いたいんですが、やはりこれは私はマニフェストに書いているもんですから、ぜひめり張りをつけてほしいなと思うので、例えば久留米市みたいに5万円を上乗せするというふうなことがそんなにできないのかというようなところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） マニフェストに書いておると、それはいろんなマニフェスト、例えば子どもを産み育てやすい環境を整えます。いろんな人によってとらえ方が違うんであると思いますが、私の今考えておりますことは、先ほど部長が言いましたように、それが確実なものかと、不妊治療が、非常にまだ不安な面もあるということでもありますので、そのことも含めて現在やらせていただいております医療費の助成という形で対応したいと。

もう一つ申し上げますならば、結婚する前ぐらいの男女にアンケートをとりますと、大体3人子どもが欲しいと言われるそうです。しかし、実際につくるのは1人か2人という現状がある。これはなぜかということです。やっぱりそこらあたりを解消してやるということが大事なことだろうと思っておりますので、そちらのほうでやらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） あくまで産みやすい環境というふうなことと言っておられると思いますが、やはりこれは朝倉市の中でも見えない声があるんだろうと思います。非常に子どもを産みたくても産めないというか、そして一番の支持者の方からの声には、不妊治療には非常にお金がかかるんですよと。今では所得の多い方しかできないような状況にあるので、子どもを本当に産みたいけど、なかなかお金がかかるというふうな声でございますので、ぜひ今後御検討されまして、補助金の増額を御検討されますようによろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員の質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

午後零時03分休憩